

組合員手続き一覧表

* 下記の各種届出の手続きは、事務所（本所：酒田市飛鳥字大林547-1）にご来所いただくか、郵送での手続きも可能です。お困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

◆ 組合に加入したい → 加入申込書

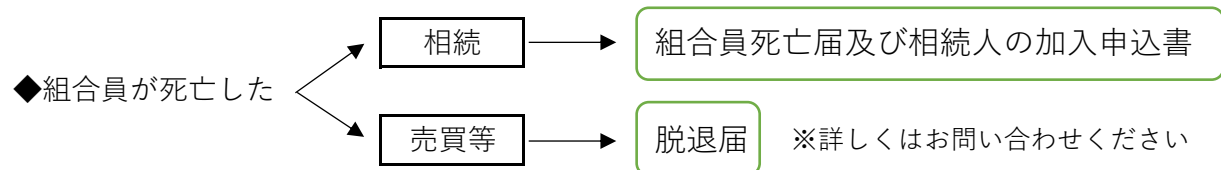
加入要件：酒田市内、遊佐町内に山林を所有（購入等による取得を含む）の方

※ 添付書類

◎ 個人所有者 … 固定資産課税明細書・登記簿謄本等山林所有の証明書写し

◎ 法人・団体等 … 定款、加入意思書面、代表者の氏名及び住所を記載した書面写し（登記簿謄本等）

※ 加入の際は、500円以上の出資金の払い込みが必要となります。（一口：100円）



※山林の名義変更登記とは異なります。この手続きで山林登記の名義が変わるものではありません。

◆ 住所・氏名・山林面積の変更 → 組合員変更届

※ 面積変更の際は、変更が確認できる書類の写しを添付してください。

（売買契約書、固定資産課税明細書等）

◆ 代表者の名義を変更したい(企業・団体) → 代表者変更届

◆ その他

「山林を手放した」・「開発等により山林ではなくなった」などの理由で登記事項が変更となった場合の手続きについては、お問い合わせください。